

(四) 現後ニ取スルモノニエハ休職制ヲ設ルコト

大、健康保険、被服的改善、件

(1) 保険料率、三分、ニ會社側負担

(2) 東電病院ヲ保険組合、管理下ニ置ク

コト

(3) 診療所ヲ増設シテ東電被保険者ニ便宣ヲ供ヘルコト

(4) 東電病院、内容ヲ充実スルコト

大、被服命令者ニ辞令文附ノ件

六ヶ月以上使用セル者ニ対シテハ即時辞

令文附スルコト

八初任終一円五十銭、規定ヲ全般ニ適用

右待遇改善ニ關スル件及歎願候也

昭和三年六月十二日 東電 従業員組合

東京電燈株式會社長若尾璋八殿

從來通り

調査、上内容、充実リ計ルベレ
会社、經濟上実施ニ難ニ

考慮中

考慮中

考慮中

待遇改善をせまらんのだ!!

別記(五)

↓會社は血刀にて右なりづつてるぞ!

さゝすぐ團結して

誠

首をけとばせんた!

一 関電では會社に決議を突きつけた!

(賞與)

(差別待遇及対)

長年遂実に働いた者々え
弟百数十人は停年制り
名の下に首した東洋

の採取主東電はいき

づいて三千人カ量減

首の血刀で従業員一万三
千の素直をねうてから

我々は目前に襲ひか

誠首!失業!誠死

の不安をけとばしてしまは
ねばとても安心して働ける

関東電労働組合では
こう重大問題の対策をた

ての為に五月三十日擴大

執行委員会を招集し
て次の決議を満場一致で
可決した。

一、誠首絶対反対だ!

二、待遇改善しろ!

(債銀)

1. 最低債金は二千五百

以上にしろ

只一年に二割以上

早給しろ

(歩増)

不恩恵歩や獎勵歩を
どう上げること及社だ!

(手當)

不恩恵歩や獎勵歩を
どう上げること及社だ!

(手當)

不恩恵歩や獎勵歩を
どう上げること及社だ!

(手當)

不恩恵歩や獎勵歩を
どう上げること及社だ!

(手當)

不恩恵歩や獎勵歩を
どう上げること及社だ!

不恩恵歩や獎勵歩を
どう上げること及社だ!

(手當)

不恩恵歩や獎勵歩を
どう上げること及社だ!

(手當)